

平成18年(2006年)9月1日
建設委員会資料
都市整備部土木担当

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名 自転車等撤去処分取消請求事件（東京地方裁判所 平成18年（行ウ）
第271号）

2 当事者 原告 中野区民
被告 中野区

3 訴訟の経過

平成18年(2006年)6月12日 東京地方裁判所に訴えの提起
平成18年(2006年)9月 1日 第1回口頭弁論期日

4 請求の趣旨

次の判決及び仮執行の宣言を求める。

被告は、原告から徴収した撤去費用等5,000円並びに徴収日から支払済みまで年5パーセントの利息を含めた金員を原告に支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

5 原告が主張する請求の原因の要旨

被告は、原告の契約する駐輪場から盗難されて自転車等放置規制区域内に乗り捨てられた原告の自転車を、撤去し、保管するとともに、その返還に当たり撤去費用等5,000円を原告から徴収した。

自己の契約する駐輪場に駐輪していた原告に非違過失は全く無く、撤去された時に盗難の事実すら知り得なかった原告には、撤去費用等5,000円を負担すべき理由はない。

原告は撤去の直後に盗難の被害届を捜査機関に提出しているにもかかわらず、撤去の前に盗難の被害届が捜査機関に提出されている場合に限り撤去費用等を徴収しないこととし、それ以外の場合には一律に例外なく撤去費用等を徴収するのは、著しく合理性に欠ける。